

特別養護老人ホーム春日丘荘  
指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する特別養護老人ホーム春日丘荘（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

7 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第4条 この施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 特別養護老人ホーム春日丘荘
- (2) 所在地 : 大阪府茨木市南春日丘7丁目11番22号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この施設(事業所)における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名

管理者は、職員業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている短期入所生活介護サービスの実施に関し、施設の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。(指定介護老人福祉施設業務と兼務とする)

- (3) 介護職員 53名以上

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(指定介護老人福祉施設業務と兼務とする)

- (4) 看護職員 6名以上

看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(指定介護老人福祉施設業務と兼務とする)

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導の業務に従事する。

(指定介護老人福祉施設業務と兼務とする)

- (6) 医師 必要に応じて

医師は、利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(7) 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。(指定介護老人福祉施設業務と兼務とする)

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条 この事業所における短期入所生活介護サービスの利用定員は12名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第7条 事業所が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - (ア) 入浴の介護
  - (イ) 排泄の介護
  - (ウ) 衣類着脱の介護
  - (エ) 離床の介護
  - (オ) 整容その他必要な身体の介護
- (3) 食事の提供及び介護
- (4) 相談及び援助
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 送迎
- (8) レクリエーション行事の実施
- (9) その他社会生活上の便宜の供与

(介護計画の作成)

第8条 生活相談員ならびに介護職員は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した指定短期入所生活〔指定介護予防短期入所生活介護〕介護計画を作成する。

2 生活相談員ならびに介護職員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕計画の作成にあたっては、

利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第9条 施設は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(利用料等)

第10条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450円/回、昼食 590円/回、夕食 560円/回

4 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 966円/日、多床室 915円/日

5 理美容代 1200円（顔剃りは300円）/回

6 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

7 第3項及び第4項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第3項及び第4項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第4項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受け

る。

8 前7項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

9 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

11 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

#### （送迎のサービス）

第11条 送迎にあたっては、家族による送迎を原則とし、家族による送迎が困難な場合、施設にて送迎を行う。

2 送迎については、原則、茨木市の送迎を行うこととする。

#### （施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（1）利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

（2）利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

（3）利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

（4）利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

#### （緊急時等の対応）

第13条 施設は、現に指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関である、大阪府済生会茨木病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業所等へ

連絡すると共に、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(衛生管理等)

第15条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第16条 施設は、その提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスに係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、その提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスに関し、介護保険法第23条の規定により町村が行う質問及び照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスに係る利用者からの苦情・ハラスメントに関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(情報の掲示)

第17条 施設において実施する事業の内容について、「大阪府指定居宅サービス等事業者の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)に基づき、当施設のみやすい場所に文書にて掲示する。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ

イダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第20条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### (業務継続計画)

第21条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

#### (衛生管理)

第22条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

#### (その他運営に関する留意事項)

第23条 施設は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後12ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は社会福祉法人大阪府社会福祉事業団と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月2日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年5月1日から施行する。